

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4439631号
(P4439631)

(45) 発行日 平成22年3月24日(2010.3.24)

(24) 登録日 平成22年1月15日(2010.1.15)

(51) Int. Cl.	F I
A 4 7 B 81/00 (2006.01)	A 4 7 B 81/00 P
A 4 7 B 57/58 (2006.01)	A 4 7 B 57/58 D
A 4 7 B 96/02 (2006.01)	A 4 7 B 96/02 D
A 4 7 B 96/04 (2006.01)	A 4 7 B 96/02 G
A 6 1 J 3/00 (2006.01)	A 4 7 B 96/02 L

請求項の数 6 (全 8 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願平11-286962	(73) 特許権者	000000561
(22) 出願日	平成11年10月7日(1999.10.7)		株式会社岡村製作所
(65) 公開番号	特開2001-104063(P2001-104063A)		神奈川県横浜市西区北幸2丁目7番18号
(43) 公開日	平成13年4月17日(2001.4.17)	(74) 代理人	100060759
審査請求日	平成18年10月2日(2006.10.2)		弁理士 竹沢 莊一
		(74) 代理人	100078972
			弁理士 倉持 裕
		(74) 代理人	100087893
			弁理士 中馬 典嗣
		(72) 発明者	土田 孝義
			神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番18号
			株式会社 岡村製作所内
		審査官	鈴木 秀幹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 薬剤パックの収納棚

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

棚本体の左右の側板間に架設される棚板を、背板と、その下端から前方へ延出させた底面部、及びその前端に形成された凹状段部とからなる底板とより構成した側面視ほぼL字状のものとし、後縁が前記背板に、下縁が前記底板に接するように形成した仕切板を、棚板上に間隔をあけて立設し、かつ前記底板の凹状段部の下部に、前下方が開口する吊棚状収納部を設けたことを特徴とする薬剤パックの収納棚。

【請求項2】

仕切板の後縁に係止用フックを、同じく下縁に挿入片を突設し、これらを、棚板の背板と底板に穿設したスリットに挿入して係止することにより、仕切板を棚板上に立設したことを特徴とする請求項1記載の薬剤パックの収納棚。

【請求項3】

底板の前端に表示板保持部を設けたことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤パックの収納棚。

【請求項4】

底板の凹状段部の前底部を、前方に漸次立上る斜面または曲面とするとともに、凹状段部の下方に、ほぼ水平な受板を、その前縁と表示板保持部の下縁との間が開口するように設け、凹状段部の前底部と表示板保持部と受板の三者で囲まれる空間を、吊棚状収納部としたことを特徴とする請求項3記載の薬剤パックの収納棚。

【請求項5】

凹状段部と表示板保持部と受板とを成形した合成樹脂製前部部材を、背板と底面部とからなる棚板本体の底面部の前端に結合することにより棚板を形成したことを特徴とする請求項4記載の薬剤パックの収納棚。

【請求項6】

平面視コ字形状に屈曲形成したスペーサーを、仕切板間の底面部上に載置することにより、薬剤パック後端の当り面、または薬剤パックの上置き面を形成したことを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の薬剤パックの収納棚。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、病院や薬局等の調剤室内における薬剤パックの収納棚に関する。

【0002】

【従来の技術】

一般に、薬剤パックの収納棚は、図9(a)、図10(a)に示すように、本体什器(01)の左右の側板(02)、(02)間に、予め架設された棚板(03)上に、図9(a)に示す本体什器(01)では、図9(b)に示す収納トレー(04)の多数個を隣接して載置し、図10(a)に示す本体什器(01)では、左右の側板(02)、(02)と平行な仕切板(05)で、棚板(03)を左右方向に複数の区画室に仕切った後に、各区画室に図10(b)に示す収納トレー(04)を載置して、それぞれ構成されている。

【0003】

したがって、上記のいずれの場合にも、多数の収納トレー(04)を必要とし、コスト高になるばかりでなく、個々の収納トレー(04)によって形成される各区画室の左右の側板(図9に示すものでは、各収納トレー(04)の左右の側壁(04a)、図10に示すものでは、各区画室の左右の仕切板(05))の位置が定まっており、たとえば、各収納区画室の収納容積を、各種薬剤パックの使用量に応じて適当なものとする事ができなかつた。また、薬剤パックの説明書などの保管場所がないため、管理上不便であるという問題もある。

【0004】

なお、図9(b)に示す収納トレー(04)の前端に形成された凹状段部(06)や、図10(b)に示す収納トレー(04)の前端下部に形成された前端収納部(07)は、1個の薬剤パックの中から、一部の薬剤を取り出した後の半端な薬剤パック、あるいは次回に取り出す予定の薬剤パックを収納する場所であり、薬剤パックの説明書などの保管場所としては、使用できない。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、前記の現状に鑑み、各種薬剤パックの使用量に応じて、各収納区画室の収納容積を容易に変更できるとともに、組立てが容易で、かつコスト上も有利であり、さらに必要に応じて、薬剤の説明書などの保管場所も確保できる、薬剤パックの収納棚を提供することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明によると、上記課題は、次のようにして解決される。

(1) 棚本体の左右の側板間に架設される棚板を、背板と、その下端から前方へ延出させた底面部、及びその前端に形成された凹状段部とからなる底板とより構成した側面視ほぼL字状のものとし、後縁が前記背板に、下縁が前記底板に接するように形成した仕切板を、棚板上に間隔をあけて立設し、かつ前記底板の凹状段部の下部に、前下方が開口する吊棚状収納部を設ける。

【0007】

(2) 上記(1)項において、仕切板の後縁に係止用フックを、同じく下縁に挿入片を突設し、これらを、棚板の背板と底板に穿設したスリットに挿入して係止することにより、仕切板を棚板上に立設する。

10

20

30

40

50

【0008】

(3) 上記(1)項または(2)項において、底板の前端に表示板保持部を設ける。

【0009】

(4) 上記(3)項において、底板の凹状段部の前底部を、前方に漸次立上る斜面または曲面とするとともに、凹状段部の下方に、ほぼ水平な受板を、その前縁と表示板保持部の下縁との間が開口するように設け、凹状段部の前底部と表示板保持部と受板の3者で囲まれる空間を、吊棚状収納部とする。

【0010】

(5) 上記(4)項において、凹状段部と表示板保持部と受板とを成形した合成樹脂製前部部材を、背板と底面部とからなる棚板本体の底面部の前端に結合することにより棚板を形成する。

10

【0011】

(6) 上記(1)～(5)項のいずれかにおいて、平面視コ字形状に屈曲形成したスペーサーを、仕切板間の底面部上に載置することにより、薬剤パック後端の当り面、または薬剤パックの上位置き面を形成する。

【0012】

【発明の実施の形態】

図1は、本発明の収納棚を備えた本件什器(1)の上方斜視図、図2は、図1に示す収納棚を構成する棚板(2)と仕切板(3)の上方斜視図、図3は、図2におけるIII-III線縦断面図である。

20

【0013】

本発明は、前記した従来の薬剤パックの収納棚のように、棚板(03)と収納トレイ(04)とを別体とし、棚板(03)の上に収納トレイ(04)を載置して収納棚を構成するものではなく、棚板(2)自体を利用して、これに仕切板(3)を併せ用いて、収納棚を構成するものである。

【0014】

棚板(2)は、底板(4)と背板(5)とよりなり、側面視がほぼL字状である。

【0015】

底板(4)は、背板(5)の下端から前方へ延出した底面部(4a)と、その前端に形成された凹状段部(4b)とよりなる。

【0016】

また、凹状段部(4b)は、1個の薬剤パックの中から、一部の薬剤を取り出した後の半端な薬剤パック、あるいは次回に取り出す予定の薬剤パックを収納する場所である。

30

【0017】

棚板(2)は、仕切板(3)によって、左右方向に複数の区画室に仕切られる。すなわち、後縁が背板(5)に、下縁が底板(4)の傾斜面(4a)と凹状段部(4b)の両者に接するように形成した仕切板(3)を、棚板(2)上に所定間隔で立設する。

【0018】

棚板(2)の背板(5)と底板の底面部(4a)にスリット(5a)、(5c)を穿設するとともに、仕切板(3)の後縁に係止用フック(3a)を、下縁に挿入片(3b)をそれぞれ突設し、これらを前記スリットに係止・挿入することにより、仕切板(3)を棚板(2)上に立設する。

40

【0019】

底板(4)と背板(5)の前記スリット(4c)、(5a)は、棚板(2)の左右方向に、多数個が近接して連続的に設けられている。

このため、各種薬剤パックの使用量に応じて、仕切板(3)の係止用フック(3a)と挿入片(3b)とを適所の前記スリット(4c)、(5a)に係止・挿入することにより、容易に所望の収納容積を有する収納区画室を形成することができる。

【0020】

凹状段部(4b)の前底部は、前方に漸次立上る曲面とし、その前端には、収納した薬剤パックの種類などを記載した表示板を保持させるための表示板保持部(6)を形成してある。

【0021】

50

凹状段部(4b)の下方には、ほぼ水平な受板(7)を、その前縁と表示板保持部(6)の下縁との間が開口するように設け、凹状段部(4b)の前底部と表示板保持部(6)と受板(7)との3者で囲まれる空間を、吊棚状収納部(8)としてある。

【0022】

この吊棚状収納部(8)は、薬剤の説明書などの保管場所として利用することができる。

【0023】

図2に示す実施形態では、凹状段部(4b)の前底部を前方に漸次立上る曲面に形成してあるが、これに代えて、前方に漸次立上る平面状の斜面に形成してもよい。

このように凹状段部(4b)の前底部を、曲面または斜面に形成することによって、前記の吊棚状収納部(8)を容易に形成できるとともに、薬剤パックの取り出しも容易になる。

10

【0024】

図4、図5は、夫々図2、図3に相当する図面であり、底面部(4a)を、背板(5)の下端から前方へ漸次やや上方に向かって傾斜する傾斜面としてある。

【0025】

このような傾斜面とすれば、薬剤パックが前方に偏在して落ちこぼれることを防止できるとともに、薬剤パックを奥部から、順次収納し易くなる。

【0026】

凹状段部(4b)と表示板保持部(6)と受板(7)の3者は、底面部(4a)及び背板(5)とともに、棚板(2)の全体を一体的に成形してもよい。

20

しかし、一般には、成形を容易にするために、凹状段部(4b)と表示板保持部(6)と受板(7)との3者からなる前部部材(9)を、底面部(4a)と背板(5)の2者からなる棚板本体(10)とは、別途に合成樹脂で成形し、金属または合成樹脂で成形した前記の棚板本体(10)の前端に結合することにより、棚板(2)を構成する方法が推奨される。

【0027】

このようにすることにより、成形が容易であるばかりでなく、たとえば棚板本体(10)を金属で成形し、十分な強度を確保するとともに、前部部材(9)を透明な合成樹脂で成形して、これらを結合して棚板(2)を構成することにより、棚板(2)が本件什器(1)の高い位置にある場合にも、収納された薬剤パックの下方からの視認を容易にすることができる。

【0028】

30

棚板(2)の前部部材(9)と棚板本体(10)との結合は、図5に示すように、前部部材(9)の凹状段部(4b)と、受板(7)の両者の後端同士が連結された側面視が横転U字状となるような形状とし、かつ凹状段部(4b)の底面後部に、この底面と平行な後向きの舌片(11)を設けて、この舌片(11)と底面間に、後向きに開口する係合溝(12)を形成するとともに、棚板本体(10)の前端に係止片(13)を設けて、この係止片(13)を、前記の係合溝(12)に嵌挿して係止することにより結合すればよい。

【0029】

また、本発明の棚板(2)は、図6に示す上方斜視図のように、平面視コ字形状に屈曲形成したスペーサー(14)を、仕切板(3)、(3)間の底面部(4a)上に載置して、薬剤パック後端の当り面を形成して使用することもできる。

40

【0030】

同じく、図7に示す上方斜視図のように、前記スペーサー(14)の開口部を下向きにして、仕切板(3)、(3)間の傾斜面(4a)上に載置し、薬剤パックの上位置き面を形成して使用することもできる。

【0031】

図8は、本発明の棚板(2)の他の実施形態を示す上方斜視図である。

【0032】

底面部(4a)と背板(5)からなる棚板本体(10)の部材と、凹状段部(4b)と表示板保持部(6)と受板(7)とからなる前部部材(9)とを、それぞれ別個に成形することなく、これら両部材からなる棚板(2)の全体を、一体的に、金属または合成樹脂で成形したものである。

50

本発明の収納棚は、以上説明した棚板(2)を、棚本体の左右の側板間に架設して、前記の仕切板(3)で仕切ることにより得られる。

【0033】

また、必要に応じて、前記のスペーサー(14)を使用することもできる。

【0034】

【発明の効果】

本発明によると、次のような効果を奏することができる。

(1) 請求項1に記載の発明によれば、各種薬剤パックの使用量に応じて各収納区画室の収納容積を容易に設定し、かつ変更できる。また、吊棚状収納部を、薬剤の説明書などの保管場所として利用することができる。

10

更に、棚板と収納トレーの両者を必要としていた従来の収納棚に比較して、組立てが簡単であり、かつ、コスト上も有利である。

【0035】

(2) 請求項2に記載の発明によれば、仕切板を棚板上に、簡単迅速に立設することができるとともに、適所のスリットを選択して立設することにより、所望の収納容積を有する収納区画室が得られる。

【0036】

(3) 請求項3に記載の発明によれば、各収納区画室に収納した薬剤パックの種類等を識別するのに、有用である。

【0037】

20

(4) 請求項4に記載の発明によれば、凹状段部と表示板保持部とを利用して、受板を付設するだけで吊棚状収納部を形成することができ、かつ、棚板の底板上に収納部を形成した場合は薬剤パックの収納空間が低減するが、前記の形態の吊棚状収納部は底板下部の空間を利用しているために、薬剤パックの収納空間の低減がみられない。

【0038】

(5) 請求項5に記載の発明によれば、棚板の成形が容易であるばかりでなく、たとえば、棚板本体を金属で成形して強度を確保するとともに、棚板の前部部材を合成樹脂で成形することにより、軽量化やコスト低減を図ることができる。

【0039】

(6) 請求項6に記載の発明によれば、スペーサーの利用により、薬剤パック後端の当り面や薬剤パックの上位置き面を、必要に応じて容易に形成することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の収納棚を備えた本体什器の上方斜視図である。

【図2】図1に示す収納棚を構成する棚板と仕切板の上方斜視図である。

【図3】図2におけるIII-III線縦断面図である。

【図4】本発明の他の実施形態を示す棚板と仕切板の上方斜視図である。

【図5】図4におけるV-V線縦断面図である。

【図6】図4に示す棚板に、スペーサーを載置して、薬剤パック後端の当り面を形成した上方斜視図である。

【図7】同じくスペーサーを載置して、薬剤パックの上位置き面を形成した上方斜視図である。

40

【図8】本発明における棚板の他の実施形態を示す上方斜視図である。

【図9】従来の収納トレーと、その収納トレーを格納した本体什器を示す上方斜視図である。

【図10】同じく、従来の他の形態の収納トレーと、その収納トレーを格納した本体什器を示す上方斜視図である。

【符号の説明】

(1) 本件什器

(2) 棚板

(3) 仕切板

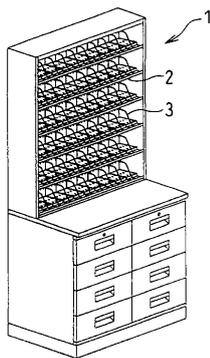
50

- (3a)フック
- (3b)挿入片
- (4)底板
- (4a)底面部
- (4b)凹状段部
- (4c)スリット
- (5)背板
- (5a)スリット
- (6)表示板保持部
- (7)受板
- (8)吊棚状収納部
- (9)棚板の前部部材
- (10)棚板本体
- (11)舌片
- (12)係合溝
- (13)係止片
- (14)スペーサー
- (01)本体什器
- (02)側板
- (03)棚板
- (04)収納トレイ
- (05)仕切板
- (06)凹状段部
- (07)前端収納部

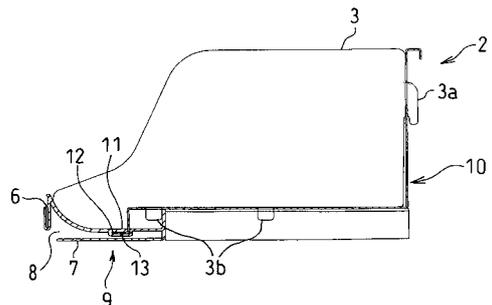
10

20

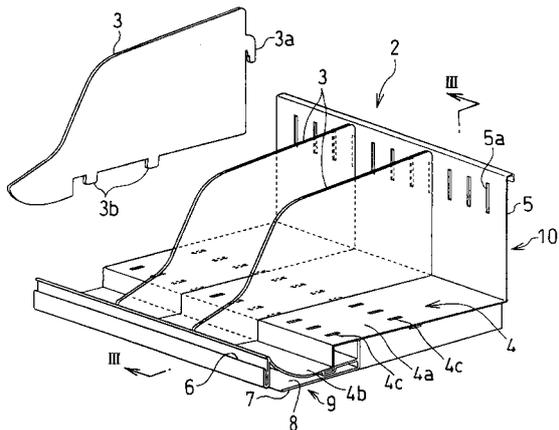
【図1】



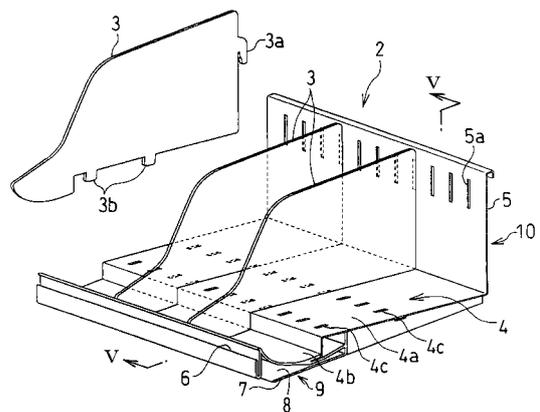
【図3】



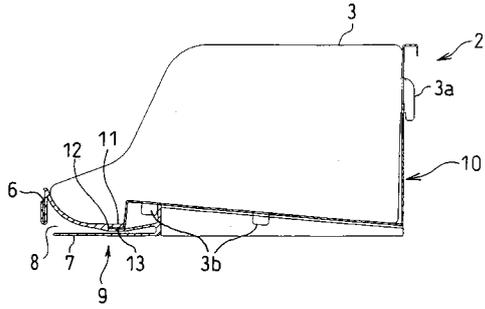
【図2】



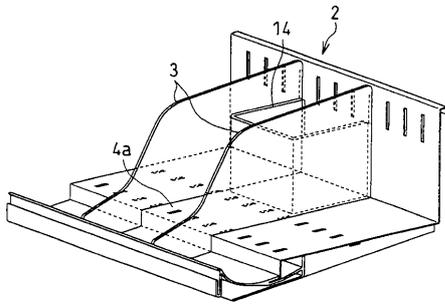
【図4】



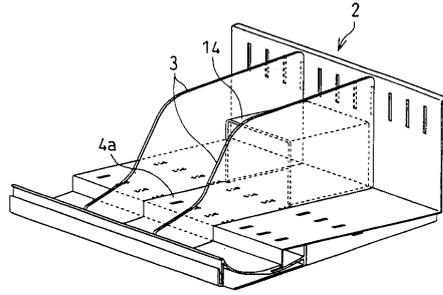
【図5】



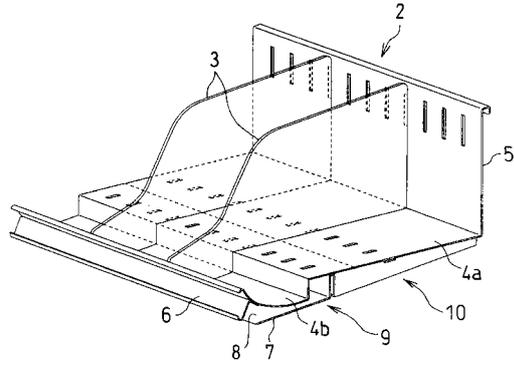
【図6】



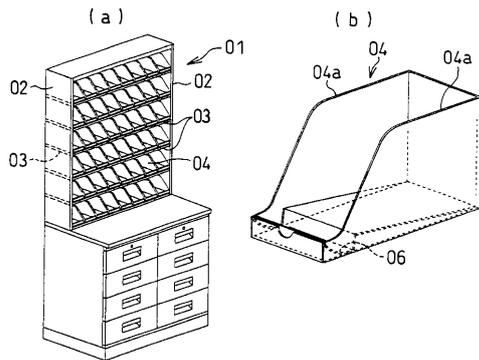
【図7】



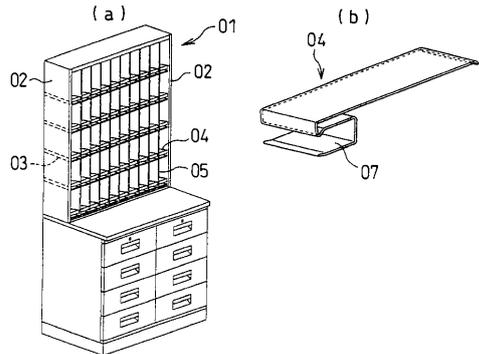
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

A 4 7 B 96/04 B
A 6 1 J 3/00 3 0 0 Z

(56)参考文献 特開2001-080676(JP,A)
実公昭40-023517(JP,Y1)
実公昭57-027321(JP,Y2)
登録実用新案第3054170(JP,U)
特開昭57-001309(JP,A)
実公昭45-018958(JP,Y1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47B 81/00
A47B 96/02-96/04
A47B 57/58
A61J 3/00